

登録文化財制度の活用について

1. これまでの経緯と現状

○登録文化財制度の概要

1. 平成8年10月1日の文化財保護法改正によって導入(建造物)された制度。
2. 所有者の申請により、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する制度。
3. 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度で、指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するもの。

○国の登録有形文化財(平成23年5月1日付・文化庁)

1. 登録有形文化財(建造物) 8,331件
2. 登録有形文化財(美術工芸品) 11件
3. 登録有形民俗文化財 21件
4. 登録記念物 55件

○鳥取市の登録文化財(平成23年5月1日付)

1. 登録有形文化財(建造物) 19件(8物件)
2. 登録有形民俗文化財 1件

2. 制度運用の方針

- 平成23年度より登録申請に係る調査費用の一部を補助(4月1日補助要綱改正)
- 所有者に対し、通常は5万円を上限とし、予算の範囲で調査費用の1/2を補助する。

3. 23年度事業計画

- 鳥取民藝美術館(財団法人鳥取民藝美術館) →23年度内の申請を予定
- 有隣荘(企業所有) →23年度内の申請を予定
- 24年度以降の申請意向の調査 →旧鹿野町エリア及び「近代和風建築総合調査」3次調査物件

登録有形文化財(建造物)名		員数	所在地	所有者	登録日・番号
立川吉村家住宅	主屋	1	鳥取市立川町 4-140	個人	平成 10 年 7 月 23 日 31-0023~0028
	什器蔵	1			
	通用門	1			
	勝手蔵	1			
	米蔵	1			
	付属棟	1			
杣小屋拱堰堤		1	鳥取市河原町杣小屋	鳥取県	平成 16 年 11 月 8 日 31-0070
加藤家住宅主屋		1	鳥取市倭文 491	個人	平成 18 年 8 月 3 日 31-0103
高砂屋 (城下町とっとり交流館)	店舗棟	1	鳥取市元大工町 1	鳥取市	平成 19 年 7 月 31 日 31-0104~0109
	住居棟	1			
	蔵一	1			
	蔵二	1			
	蔵三	1			
	脇門	1			
常忍寺本堂		1	鳥取市行徳 3-977	宗教法人 常忍寺	平成 20 年 5 月 7 日 31-0113
大井家住宅主屋		1	鳥取市気高町上光	個人	平成 20 年 7 月 8 日 031-0116
桜寛苑(旧金田家住宅)	主屋	1	鳥取市東町 2 丁目	株式会社	平成 20 年 7 月 8 日 031-0114~0115
	土蔵	1			
五臓圓ビル		1	鳥取市二階町 2-207	株式会社	平成 22 年 1 月 16 日 31-0156